

企業誘致対策事業

【平成30年度予算額 378,520千円】

○総合戦略上の位置づけ・KPI

政策分野1 産業振興による活力あるまちづくり (1)基本目標 企業立地数 30件(5年間)

○平成30年度の事業目標値

企業立地数 6件

●目的

本市における企業の立地促進及び留置を図るため、必要な奨励措置を講じ、もって産業の振興と雇用の場の確保を図る。

●対象の事業所

製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売業、サービス業の一部(総合リース業、ソフトウェア業、情報処理サービス業等)

但し、情報通信関連企業は、コールセンター又はデータセンターを営む者

●企業の指定要件

①右記表1～4及び6の奨励措置の場合

新規雇用従業員の数が5人(中小企業者:2人)以上
投下固定資産総額が1億円(中小企業者:3千万円)以上

②右記表5の奨励措置の場合

新規雇用従業員の数が20人以上

③右記表7の奨励措置の場合

中小企業者であって、投下固定資産総額が2千万円以上

④右記表8の奨励措置の場合

事業継続計画(BCP)等を定め、これに基づく設備投資費用が1億円(中小企業者:3千万円)以上

●過去の実績 (奨励金交付)

年度	企業数	金額
H27	17	146,196千円
H28	8	81,529千円
H29	12	188,081千円

●事業の概要

奨励金等の区分	交付要件	奨励金等の額及び限度額
1 企業立地促進奨励金	企業の立地をしたとき	固定資産税の収納額に相当する額 交付期間:5年 限度額:5億円
	企業の立地を行い、併せて本社の機能を本市に移したとき	固定資産税の収納額に法人市民税の収納額に相当する額 交付期間:5年 限度額:5億円
2 用地取得奨励金	市が所有する用地を市から直接取得し、企業の立地をしたとき	土地の取得価格の100分の10以内の額 限度額:3億円
	企業立地促進奨励金の指定事業者が、市以外の者が所有する用地を取得し、企業の立地をしたとき	土地の評価額の100分の10以内の額 限度額:3億円
3 新規事業促進奨励金	新設又は新たな事業展開に伴う増設若しくは移転による企業の立地をしたとき	投下固定資産総額について市が評価した額の100分の0.7以内の額 限度額:5,000万円
4 雇用促進奨励金	企業の立地に伴い新規雇用従業員を5人(中小企業者:2人)以上かつ引き続き1年以上雇用したとき	新規雇用従業員1人につき50万円以内の額 限度額:5,000万円
5 情報通信関連企業奨励金	情報通信関連企業が、企業の立地に伴い新規雇用従業員を20人以上かつ引き続き1年以上雇用したとき	①賃貸料の年額の3分の1に相当する額及び専用回線通信料の年額の2分の1に相当する額 交付期間:5年 限度額:1億円 ②新規雇用従業員1人につき50万円以内の額 交付期間:3年 限度額:5,000万円
6 工業用水利用促進奨励金	企業の立地に伴い、契約基本水量が日量100立方メートル以上の契約を締結し、工業用水を利用したとき	工業用水使用料の年額の2分の1に相当する額 交付期間:3年間 限度額:3,000万円
7 設備投資促進奨励金	設備投資促進奨励金の指定事業者が、設備投資を行ったとき	(当該設備投資に係る)固定資産税の収納額に相当する額 交付期間:3年間 限度額:2,000万円
8 事業継続強化事業費奨励金	事業継続強化事業費奨励金の指定事業者が、自ら定めた事業継続計画(BCP)等に基づき設備投資を行ったとき	事業継続のために要した設備投資費用(浸水対策、液状化対策、耐震補強)の100分の10に相当する額 限度額:5,000万円(1BCPあたり1回限り)